

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第6回 2025年8月



新たな規制を洞察し、スマートに変革に挑む——「中華人民共和国増値税法実施条例（意見募集稿）」の要点解説

概要：

- 「中華人民共和国増値税法」（以下「増値税法」）の円滑な施行を確保するため、国務院の2025年度立法作業計画に基づき、財政部と国家税務総局は2025年8月11日付けで「中華人民共和国増値税法実施条例（意見募集稿）」（以下「実施条例意見募集稿」）を公布し、2025年9月10日までパブリックコメントを募集する。「実施条例意見募集稿」は総則、税率、納付税額、税制優遇、徴収管理、附則の6章57条から構成され、「増値税法」の関連規定をさらに細分化・明確化するとともに、国務院に規定の権限を委譲する事項について具体的に規定することにより、増値税制度の確実性と運用性をさらに強化し、増値税法の円滑な施行を確保する。本稿では、「実施条例意見募集稿」について詳細に分析し、企業が注目すべき政策ポイントを整理している。企業は、これらの政策ポイントがもたらし得るあらゆる潜在的な影響を事前に評価し、対応策を検討されるよう提案する。

KPMGの所見

KPMG間接税チームは、かねて増値税法の立法過程を注視し、KPMGのWeChat公式アカウントにて2019年11月、2023年1月、2024年12月にそれぞれ「増値税法」草案及び全国人民代表大会常務委員会の審議を経て可決された「増値税法」に関する詳細な解説と分析を発表した。財政部と国家税務総局が「実施条例意見募集稿」を公布した直後、KPMG間接税チームは「実施条例意見募集稿」に関して詳細に解説し、注目すべき主要な政策ポイント及び納税者にもたらし得る影響を下記のとおりまとめた。

<p style="text-align: center;">主要な政策ポイント</p>	<p style="text-align: center;">詳細な解説及び影響分析</p>
<p>サービスや無形資産が中国国内で消費されることに関する詳細な規定</p> <p>第4条：増値税法第4条第4項にいうサービスや無形資産が中国国内で消費されることは、次に掲げる場合を指す。</p> <p>(一) 国外の組織又は個人が国内の組織又は個人にサービスや無形資産を販売する場合。ただし、国外で現地消費されるサービスを除く。</p> <p>(二) 国外の組織又は個人が販売するサービスや無形資産が、国内の貨物、不動産、自然資源に直接関連する場合。</p> <p>(三) 国務院の財政、税務主管部門が定めるその他の場合。</p>	<p>財税[2016]36号文の規定によると、国外の組織又は個人が完全に国外で行われるサービス、若しくは完全に国外で使用される無形資産を国内の組織又は個人に販売する場合、サービスや無形資産の国内販売に該当しないため、増値税を納付する必要はない。</p> <p>財税[2016]36号文の規定と比較すると、「増値税法」では「中国国内でのサービスや無形資産の販売」の定義を最適化し、「サービスや無形資産が中国国内で消費される」ことを強調した。「実施条例意見募集稿」では、サービスや無形資産が中国国内で消費される状況をさらに明確にし、関連する詳細な規定は OECD が公布した「International VAT/GST Guidelines」における消費地の判断に関する国際慣行と一致しており、クロスボーダー取引における増値税の取扱いと判断の確実性と運用性を向上させた。一方、第(二)項における「国内の貨物、不動産、自然資源に直接関連する」という判断基準については、実務上、見解が大きく相違する可能性がある。</p> <p>また、「実施条例意見募集稿」では、「増値税法」第4条第3項における「中国国内で販売される金融商品」について詳細な規定を定めていない。例えば、一部のデリバティブが公開市場で「販売」されていない可能性があるなど、金融商品の複雑性・多様性を鑑みて、潜在的な税務紛争を回避するために、今後公布される関連文書において「金融商品が中国国内で販売される」判断基準をさらに明確にされるよう提案する。</p>
<p>セット販売に係る税率、徴収率の適用ルールの明確化</p> <p>第10条 増値税法第13条における主要業務に基づいて税率、徴収率を適用する1件の課税取引は、下記の条件を同時に満たす必要がある。</p> <p>(一) 1件の課税取引に税率、徴収率の異なる2件以上の業務が含まれる。</p> <p>(二) 業務間で明確な主従関係が存在する。主要業務は主導的な地位を占め、取引の実質と目的を反映している。付属業務は主要業務に欠かせない補充であり、主要業務の発生を前提としている。</p>	<p>「増値税法」では、セット販売に関して1件の販売行為においてサービスと貨物の両方を含まれなければならないという要件を撤廃し、1件の課税取引において2つ以上の税率、徴収率が適用されることのみを強調している。適用税率、徴収率の判断においては、当該課税取引の主要業務に基づいて行う必要がある。</p> <p>「実施条例意見募集稿」第10条では、「1件の課税取引」の判断基準を定め、業務間で明確な主従関係があることを明確に規定しており、セット販売に適用される税率、徴収率の判断ルールをさらに明確にした。</p> <p>特に注目すべきは、これらの判断ルールは定性的原則に基づいており、比較的主観的であり、財務・税務担当者は業務に関する専門的な知識の不足により、取引の実質</p>

主要な政策ポイント	詳細な解説及び影響分析
	<p>と目的並びに業務間の主従関係を正確に判断できない可能性がある。例えば、1 件の課税取引における主要業務について、業務の観点から見ると取引の実質と目的を反映し、かつ課税取引の主導的な地位を占めていると判断できるものの、売上高構成比やコスト構造の観点から見ると、付属業務を下回る場合がある。この場合、納税者と税務機関の認識に相違が生じ、税務紛争につながる可能性がある。</p> <p>企業には、「実施条例意見募集稿」が掲げるセット販売に関連する判断ルールを業界及び自社業務の特性と合わせて考慮した上で、その影響を評価し、事前に対応策を検討されるよう提案する。</p>
<p>踏襲される現行の売上高査定方法</p> <p>第 18 条 納税者が増値税法第 20 条に規定される状況に該当する場合、税務機関は下記の手順により売上高を査定することができる。</p> <p>(一) 納税者の直近時期における同類貨物、サービス、無形資産又は不動産の平均販売価格に基づいて確定する。</p> <p>(二) その他の納税者の直近時期における同類貨物、サービス、無形資産又は不動産の平均販売価格に基づいて確定する。</p> <p>(三) 総合課税価格に基づいて確定する。総合課税価格の計算式：総合課税価格=コスト×(1+コストマークアップ率)+消費税額</p> <p>上記計算式におけるコストマークアップ率は10%であり、国务院の税務主管部門は、業界のコストマークアップ状況に応じて調整することができる。</p>	<p>「増値税法」第 20 条の規定によると、正当な理由なく売上高が過少、又は過大である場合、税務機関は「中華人民共和国税收徴収管理法」及び関連行政法規の規定に従って売上高を査定することができる。</p> <p>「実施条例意見募集稿」では、現行の「増値税暫定条例実施細則」における正当な理由なく売上高が過少である場合の税務機関による売上高査定方法を踏襲し、確実性と運用性を効果的に向上させた。</p>
<p>控除対象外仕入税額-貸付利息</p> <p>第 20 条 納税者による貸付サービスの購入、及び貸し手に支払った投融资顧問料、手数料、コンサルティング料など当該貸付金に直接関連する費用に対応する仕入税額は、売上税額から控除してはならない。</p>	<p>「貸付サービスの購入」に係る仕入税額控除の可否は、かねてより業界の大きな関心事である。「実施条例意見募集稿」では、貸付サービスの購入及び貸し手に支払った関連費用に対応する仕入税額は控除対象外となることを明確に規定しており、現行の増値税政策と一致している。</p>

主要な政策ポイント	詳細な解説及び影響分析
<p>控除対象外仕入税額-非課税取引に使用される場合</p> <p>第 22 条 納税者が購入した貨物、サービス、無形資産、不動産が増値税法第 6 条以外の非課税取引に使用される場合、対応する仕入税額は売上税額から控除してはならない。</p>	<p>現行の増値税法で、控除対象外仕入税額の項目には、「非課税取引」に使用される場合に対応する仕入税額は含まれていない。</p> <p>「実施条例意見募集稿」第 22 条の規定によると、非課税取引に使用する場合の仕入税額は売上税額から控除してはならない。このうち、非課税取引には「増値税法」第 6 条に掲げられた増値税非課税項目を含まない。即ち、納税者は、配当所得や株式譲渡益などその他の非課税取引を含めて、「増値税法」第 6 条以外の非課税取引に使用される場合に対応する仕入税額の影響についても考慮する必要がある。企業には、「非課税取引」に対応する仕入税額を速やかに整理し、関連する影響を評価されるよう提案する。</p>
<p>区分できない仕入税額のコストへの振替は年度ごとに清算・調整する必要がある</p> <p>第 23 条 一般納税者が貨物（固定資産を除く）、サービスを購入し、簡易課税方式の対象項目や増値税免除項目での使用により区分できず、控除してはならない仕入税額について、下記の計算式を用いて当期の控除対象外仕入税額を計算する。</p> <p>当期の控除対象外仕入税額＝当期の区分できない仕入税額×（当期の簡易課税方式の対象項目の売上高+当期の増値税免除項目の売上高）÷当期の総売上高</p> <p><u>納税者は、上記の計算式を用いて各期の控除対象外仕入税額を計算し、翌年 1 月の納税申告期間内に年間集計データに基づいて清算調整する必要がある。</u></p>	<p>現行の増値税関連法規定によると、主管税務機関は年度データに基づき、区分できない仕入税額の振替を清算することができる。一方、「実施条例意見募集稿」では、納税者が翌年 1 月の納税申告期間内に前年度の年間集計データに基づいて清算調整することを要求している。即ち、「増値税法」の施行後、区分できない仕入税額の振替の年度清算は、税務機関の権利から納税者の義務に変わり、企業の増値税申告及びコンプライアンスにより厳しい要求を突きつけた。</p> <p>企業には、今後公布される区分できない仕入税額の振替の年度清算調整に関する税務機関の具体的な運用要件に留意し、事前に対応策を検討されるよう提案する。</p>
<p>長期資産の仕入税額処理</p> <p>第 26 条 一般納税者が固定資産、無形資産及び不動産（以下「長期資産」と総称する）を取得した場合、対応する仕入税額は下記の規定に従って処理する。</p> <p>（一）一般課税方式の対象項目のみに使用される場合、対応する仕入税額を売上税額から全額控除することができる。簡易課税方式の対象項目</p>	<p>現行の増値税関連法規によると、簡易課税方式の対象項目、増値税免除項目、集団福祉又は個人消費に使用される場合の仕入税額は売上税額から控除してはならない。これに関連する固定資産、無形資産及び不動産とは、上述の項目のみに使用される固定資産、無形資産（その他権益性無形資産を除く）及び不動産をいう。これは、現行の増値税関連法規において、固定資産、無形資産及び不動産が一般課税方式の対象項目だけでなく、控除不可項目にも使用される場合、その仕入税額は全額控除でき</p>

主要な政策ポイント	詳細な解説及び影響分析
<p>目、増値税免除項目、非課税取引、集団福祉又は個人消費（以下「5つの控除不可項目」と総称する）のみに使用される場合、対応する仕入税額を売上税額から控除してはならない。</p> <p>（二）一般課税方式の対象項目だけでなく、5つの控除不可項目にも使用される場合（以下「混合使用」）、取得原価が500万人民元を超えない個別長期資産は、対応する仕入税額を売上税額から全額控除することができる。取得原価が500万人民元を超える個別長期資産は、購入時にまず対応する仕入税額を売上税額から全額控除し、混合使用期間において耐用年数又は償却年数に基づいて5つの控除不可項目に対応する売上税額から控除してはならない仕入税額を計算し、年ごとに調整する。</p> <p>（三）長期資産が仕入税額控除可能項目と仕入税額控除不可項目の間で用途変更が発生した場合、当期の期首正味額に基づいて控除対象仕入税額と控除対象外仕入税額を計算する。</p> <p>長期資産の仕入税額控除の具体的な方法は、国務院の財政・税務主管部門が別途規定する。</p>	<p>ることを意味する。これは中国の増値税制度における独自の優遇措置である。</p> <p>「実施条例意見募集稿」第26条では「長期資産」の定義を示し、混合使用の長期資産の仕入税額控除に対して新たな規定を取り入れた。即ち、取得原価が500万人民元を超えない個別長期資産の場合、現行の増値税関連法規を継続して適用し、対応する仕入税額を全額控除することができる。取得原価が500万人民元を超える個別長期資産は、購入時にまず対応する仕入税額を全額控除し、混合使用期間において当該長期資産の耐用年数又は償却年数に基づいて控除対象外仕入税額を年ごとに調整する。</p> <p>世界の多くの国では資本財スキーム（Capital Goods Scheme）、即ち資本財の仕入税額に対する段階的な控除を適用しており、当該制度の目的は長年にわたって使用される資産に公平かつ合理的な増値税配賦方法を提供することである。中国は取得原価が500万人民元を超える長期資産に対して仕入税額を年ごとに調整する方法を適用することで、世界VAT制度へのコンバージェンスを示した。</p> <p>取得原価が500万人民元を超える個別長期資産に対する仕入税額控除制度には、更なる明確化が待たれる問題点がいくつか残っている。企業には、国務院財政・税務主管部門の後続の関連政策に注目し、影響評価及び対応準備を事前に行うよう提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「実施条例意見募集稿」にある「長期資産の取得」という文言は、購入や賃借などの方式で取得した長期資産がすべて当該規定の対象となることを意味するのだろうか。 ▪ 長期資産の控除対象外仕入税額の年ごとの調整の具体的な時期は、「実施条例意見募集稿」第23条の年度清算調整方法（即ち1月の申告期間において前年度の控除対象外税額に対する全体的な調整）と整合するか。 ▪ 耐用年数又は償却年数は、会計上の年数を指すか、それとも企業所得税法に定められた年数を指すか。 ▪ 新旧長期資産間の増値税処理の合理的な整合を確保するために、既存の長期資産に対して移行政策を設けるか。

<p style="text-align: center;">主要な政策ポイント</p>	<p style="text-align: center;">詳細な解説及び影響分析</p>
<p>税制優遇-法定免税基準</p> <p>第 28 条 増値税法第 24 条第 1 款第 2 項にいう医療機関とは、関連規定に従って医療機関の資格のある機関をいい、軍隊や武装警察部隊の各級や各種の医療機関を含むが、美容医療機関（美容医療クリニックを含む）を含まない。</p> <p>（その他条項略）</p> <p>第 34 条 税制優遇政策の適用範囲、基準、要件及び租税徴収管理措置などは法に従って社会に適時に公開しなければならない。</p>	<p>「増値税法」第 24 条では 9 つの法定増値税免税項目を挙げ、かつ法定免税項目の具体的な基準は国務院が規定すると明記した。</p> <p>「実施条例意見募集稿」第 27 条から第 33 条では法定免税項目の具体的な基準を明確にし、関連基準は基本的に現行の増値税関連法規や政策を踏襲した。注目すべき変更点は、「実施条例意見募集稿」では、美容医療クリニックを免税政策適用対象となる医療機関から除外したことである。</p>
<p>税制優遇-税制優遇の違法・不当な享受による法的責任</p> <p>第 35 条 納税者が増値税優遇項目の売上高、仕入税額を個別に計算していない、又は虚偽文書の提供などを通じて増値税優遇を違法・不当に享受する場合、当該税制優遇を享受してはならない。既に享受した場合、税務機関は税制優遇を享受してはならない期間の税金を回収する。脱税に該当する場合、関連規定に従って処理する。</p>	<p>「増値税法」第 26 条によると、納税者が同時に増値税優遇項目を取り扱う場合、増値税優遇項目の売上高を個別に計算しなければならない。個別計算していない場合、税制優遇を享受してはならない。</p> <p>「実施条例意見募集稿」第 35 条では、納税者が増値税優遇を違法・不当に享受する状況をさらに規定し、かつ増値税優遇を違法・不当に享受する納税者が負担すべき法的責任を明確にした。</p> <p>本条項は「中華人民共和国税収徴収管理法（改正意見募集稿）」第 73 条に挙げられた 6 つの脱税状況における「虚偽文書の提供などを通じて税制優遇を不当に享受すること」と高度に関連しており、税制優遇の濫用防止のために、国の税制優遇政策は要件に該当する納税者に的確に適用される必要があることをさらに示した。</p>
<p>代理人が源泉徴収義務者である場合</p> <p>第 37 条 国外組織及び個人が中国国内の不動産を自然人に賃貸する場合、国内組織又は個人を国内代理人として委託し、委託された国内代理人が税金の申告・納付を行わなければならない。</p>	<p>「増値税法」第 15 条によると、国外組織及び個人が中国国内で課税取引を行う場合、国務院の規定に従って国内代理人に税金の申告・納付を委託する場合を除き、購入者が源泉徴収義務者である。</p> <p>「実施条例意見募集稿」第 37 条では、中国国内代理人に税金の申告・納付を委託できる状況（即ち国外組織及び個人が中国国内の不動産を自然人に賃貸する場合）を明確にした。注目すべきことは、上述の状況は自然人への不動産賃貸のみに適用され、国内企業への不動産賃貸は含まれない。中国国内で不動産を直接保有している国外組織には、当該政策の変更点に注目し、事前に対応策を講じるよう提案する。</p>

<p style="text-align: center;">主要な政策ポイント</p>	<p style="text-align: center;">詳細な解説及び影響分析</p>
	<p>さらに、一部のその他のクロスボーダー取引シナリオにおいて、購入者による税金の源泉徴収が困難となる場合もある。具体的には、国内個人がインターネットプラットフォームを通じて国外企業からサービス及び無形資産を購入する場合やクロスボーダー金融商品投資を行う場合などが挙げられる。「実施条例意見募集稿」で国内代理人に税金の申告・納付を委託できる状況を適切に増やすことを提案する。これにより、国外企業の中国国内における税務コンプライアンスの確実性の高まり及び課税効率の向上につながる。</p>
<p>税金予納の対象範囲</p> <p>第 48 条 下記のいずれの場合、関連規定に従って税金を予納しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 地級行政区を跨いだ建設サービスの提供 (二) 前受方式による建設サービスの提供 (三) 事前販売による不動産プロジェクトの販売 (四) 納税者組織所在地と異なる県（市、区、旗）に所在する不動産の譲渡・賃貸 (五) 石油・ガス田企業の省・自治区・直轄市を跨いだ原油・天然ガスの生産に関連するサービスの提供 <p>税金予納の具体的な方法は国務院財政・税務主管部門が制定する。</p>	<p>「実施条例意見募集稿」第 48 条では、現行の地区を跨いだ建設サービスの提供、前受方式による建設サービスの提供、事前販売による不動産プロジェクトの販売、異なる地区に所在する不動産の譲渡・賃貸、石油・ガス田企業の原油・天然ガス生産関連サービスの地区を跨いだ提供に関する既存規定を整合した。このうち、財税[2016]36号文に定められた「不動産開発企業の前受方式による自社開発不動産プロジェクトの販売」を「事前販売による不動産プロジェクトの販売」に調整した。不動産企業には、当該変更点による今後の税金予納事項への影響に注目されるよう提案する。</p>
<p>輸出税金還付（免税）の最終申告期限</p> <p>第 51 条 納税者の輸出貨物が税金還付（免税）を適用する場合、貨物輸出申告日の翌月から翌年の 4 月 30 日までの輸出税金還付（免税）申告期間内に関連証憑をすべて収集し、主管税務機関に税金還付（免税）申告手続きを行い、かつ上述の申告期間内に関連規定に従って外貨受取を完了しなければならない。上述の申告期間以降に輸出税金還付（免税）申告を行う場合、外貨受取資料を提供しなければならない。輸出申告日から 36 か月以内に輸出税金還付（免税）申告を行っていない場合、国内販売貨物とみなし、関連規定に従って増徴税を納付しなければならない。</p>	<p>現行の「国有農用地の賃貸などに係わる増徴税政策の明確化に関する財政部、税務総局の公告」（財政部、税務総局公告 2020 年第 2 号）第 4 条によると、貨物・役務を輸出し、クロスボーダー課税行為が発生した納税者が定められた期限内で輸出税金還付（免税）申告又は「代理輸出貨物証明書」の発行を行っていない場合、輸出税金還付（免税）証憑及び関連電子情報をすべて収集した後に輸出税金還付（免税）申告手続きを行える。定められた期限内で外貨受取を行っていない、又は外貨受取不可手続きを行っていない場合、外貨受取後又は外貨受取不可手続き完了後に輸出税金還付（免税）申告手続きを行える。しかし、上述の 2 号公告が実施される前の輸出税金還付</p>

主要な政策ポイント	詳細な解説及び影響分析
<p>い。納税者の輸出貨物が増値税免税を適用する場合、輸出申告日から 36 か月以内に免税申告を行っていない場合、国内販売貨物とみなし、関連規定に従って増値税を納付しなければならない。</p> <p>第 52 条 納税者のクロスボーダー販売サービス・無形資産が税金還付（免税）を適用する場合、納税義務発生日の翌月から翌年の 4 月 30 日までの輸出税金還付（免税）申告期間内に関連証憑をすべて収集し、主管税務機関に税金還付（免税）申告手続を行い、かつ上述の申告期間内に関連規定に従って外貨受取を完了しなければならない。上述の申告期間以降に輸出税金還付（免税）申告を行う場合、外貨受取資料を提供しなければならない。納税義務発生日から 36 か月以内に輸出税金還付（免税）申告を行っていない場合、国内販売サービス・無形資産とみなし、関連規定に従って増値税を納付しなければならない。納税者のクロスボーダー販売サービス・無形資産が増値税免税を適用する場合、納税義務発生日から 36 か月以内に免税申告を行っていない場合、国内販売サービス・無形資産とみなし、関連規定に従って増値税を納付しなければならない。</p>	<p>の申告期限は「輸出日の翌月から翌年 4 月 30 日までの各増値税納税・申告期間内」と定められている。</p> <p>「実施条例意見募集稿」第 51 条と第 52 条では従来の「輸出日の翌月から翌年 4 月 30 日までの各増値税納税・申告期間内」という輸出税金還付（免税）申告手続の期限要件を踏襲すると共に、「輸出申告日から 36 か月以内に」という最終期限の制限を追加し、最終期限を経過して輸出税金還付（免税）申告手続を行っていない場合、関連規定に従って増値税を納付しなければならないことを明確にした。</p> <p>企業には、輸出税金還付（免税）の最終申告期限という変更点に注目し、影響評価及び対応準備を適時に行うよう提案する。</p>

KPMGのご提案

増値税法は2026年1月1日より施行される。企業には、「実施条例意見募集稿」における注目すべき主要な政策ポイントについて、業界及び企業の特性を考慮した上で、これらの政策が企業にもたらし得るあらゆる潜在的な影響を事前に評価し、対応策を講じられるよう提案する。

KPMGの間接税チームは、かねて増値税の立法過程を積極的に追跡し、業界からのフィードバックを入念に確認して参りました。KPMGは、あらゆる業界の企業から「実施条例意見募集稿」に関するご意見とご提案を幅広く収集し、政策策定部門に適時に届ける予定です。是非、KPMGの担当者まで貴社の貴重なご意見をお聞かせください。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝
Partner パートナー
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Hayashida Hironori 林田 弘徳
Partner パートナー
Email: hironori.hayashida@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2286

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー
Email: zhewei.wang@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー
Email: tadashi.morimoto@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2322

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー
Email: shigeru.inanaga@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: +86 (755) 2547 1198

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong SAR Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://kpmg.com/cn/en/home/insights/2025/01/china-tax-alert.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website: <https://kpmg.com/cn/en/home/about/office-locations.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Mainland China, KPMG, a Macau SAR partnership, and KPMG, a Hong Kong SAR partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2025 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong SAR limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Chinese Mainland.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.